

## 路上喫煙等禁止地区の新規指定に関して（案）の基本的な考え方

現在、路上喫煙等防止推進地区（以下「推進地区」）に指定している、久米川駅周辺（北口・南口）及び東村山駅周辺（西口・東口）を、規定がより厳しい路上喫煙等禁止地区（以下「禁止地区」）に指定することにより、路上喫煙の更なる防止を図ります。

### （説明）

当市では、平成20年6月1日に「東村山市路上喫煙等の防止に関する条例（以下「条例」）」を施行し、公共の場所における安全の向上及び美化の推進を図り、快適な地域生活環境の確保に努めています。

喫煙については、健康被害を防ぐ観点から一定の制限を設けることは必要ですが、一方で、喫煙する権利の全てを否定することはできないことから、個別の地域の実情に合わせて推進地区及び禁止地区を指定し、路上喫煙等の防止を図るとともに、公衆喫煙所を設けることによる空間分煙を図り、市民の皆様のご協力の下で喫煙されない方と喫煙される方との相互理解を進めてきた結果、市内の路上喫煙者は条例施行の前と後では、明らかに減少しております。

しかしながら、路上喫煙が全くなくなったわけではないことから、路上喫煙の更なる防止を図るため、人の往来が多く、路上喫煙に対する苦情が多く寄せられている、久米川駅周辺及び東村山駅周辺を、現在の推進地区から、規定がより厳しい禁止地区に指定するものです。

また、路上喫煙の防止は、単に取り締まりを強化するだけでは、喫煙場所を失った喫煙者による路上喫煙やポイ捨てなどが増加することも考えられることから、最低限の喫煙場所の確保、提供も併せて行う必要があります。

公衆喫煙所については、現在、久米川駅南口（1箇所）、東村山駅の西口（1箇所）と東口（1箇所）の合計3箇所を設置しています。久米川駅南口の公衆喫煙所については、平成30年度に、従来2箇所あった喫煙所を1箇所に集約し、現在の場所に設置しています。東村山駅西口の喫煙所については、今年度、受動喫煙防止の観点からパーテーションの設置を行ったところです。東村山駅東口の喫煙所については、今後、東口ロータリーの見直しなどで歩行者の動線が大きく変化することが想定されること、現在は通行する人の受動喫煙や通行の妨げが問題になっていることから大きな課題となっています。

今後、東村山駅東口をはじめとして、市内の公衆喫煙所の在り方についても検討を継続する必要があると考えています。

<参考1> 推進地区及び禁止地区等に関する規定について

条例には、それぞれ以下のとおり規定されています。

○推進地区及び禁止地区

(路上喫煙等防止推進地区の指定等)

第6条 市長は、道路における喫煙（以下「路上喫煙」という。）及びたばこの吸い殻の散乱を防止し、安全で快適な生活環境を保全することが特に必要であると認める区域を路上喫煙等防止推進地区（以下「推進地区」という。）として指定することができる。

(路上喫煙等禁止地区の指定等)

第7条 市長は、推進地区のうち、人の往来が激しく、路上喫煙又はたばこの吸い殻の投げ捨て等により、他人の身体及び財産を著しく害するおそれがあると認める区域を路上喫煙等禁止地区（以下「禁止地区」という。）として指定することができる。

○その他

(推進地区及び禁止地区内における路上喫煙の禁止)

第8条 市民等は、推進地区及び禁止地区においては、次条に規定する喫煙場所以外の場所で路上喫煙をし、又はたばこの吸い殻を捨ててはならない。

(喫煙場所の指定等)

第9条 市長は、推進地区及び禁止地区内に、喫煙可能な場所（以下「喫煙場所」という。）を指定することができる。

(指導)

第10条 市長は、第8条の規定に違反した者に対して、必要な指導をすることができる。

(過料)

第11条 市長は、禁止地区内において、第8条の規定に違反した者に対し、2,000円の過料を科することができる。

<参考2> 推進地区及び禁止地区の指定状況について

現在、推進地区を2箇所（久米川駅周辺、東村山駅周辺）、禁止地区を1箇所（秋津駅・新秋津駅周辺）指定しています。

禁止地区は推進地区から指定しますので、久米川駅周辺、東村山駅周辺を禁止地区に指定した場合は、禁止地区が3箇所となり、推進地区に指定される地区はなくなります。

【現状】

推進地区	久米川駅周辺	東村山駅周辺
禁止地区	秋津駅・新秋津駅周辺	

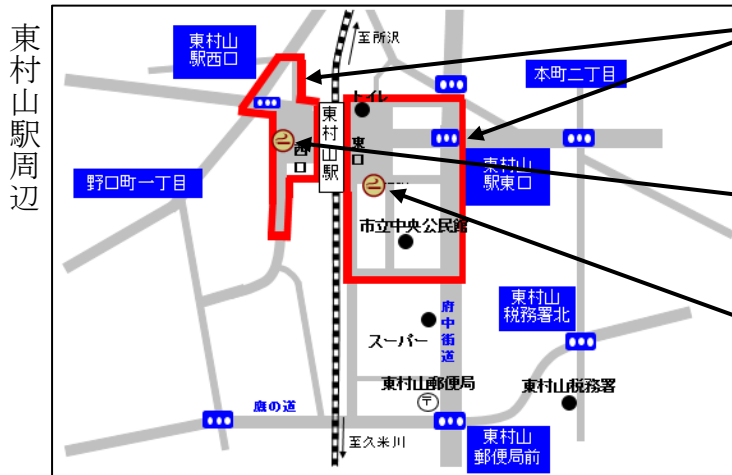
【久米川駅周辺及び東村山駅周辺を禁止地区に指定した場合】

推進地区	なし		
禁止地区	秋津駅・新秋津駅周辺	久米川駅周辺	東村山駅周辺



現在、推進地区として指定している範囲です。禁止地区は、同じ範囲を指定します。

それまで2箇所あった喫煙所を、平成30年度にこの場所に集約しました。（併せてパーテーションも設置しました。）



現在、推進地区として指定している範囲です。禁止地区は、同じ範囲を指定します。

今年度、西口の喫煙所にパーテーションを設置しました。

東口ロータリーの見直しも含めて検討します。